

世帯や個人が対象

給付

全ての方々

特別定額給付金

一律1人10万円 申請:郵送又はネット
※市区町村によっては窓口でも申請可
※ネットはマイナンバーカード所持者のみ
振込は原則世帯主の口座
(単身者でも住民票を移転していれば世帯主)

0120-260-020(9:00~18:30)
マイナポータル
<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>
各市町村のサイトでも詳細確認可能
5月中旬・下旬に各市区町村から書類発送

子育て世帯

子育て世帯への
臨時特別給付金

改めての申請は不要。児童手当を受給する世帯子供1人当たり1万円
(0歳から中学生のいる世帯)

0120-271-381 (9:00~18:30) 土日祝除く
各市町村の窓口まで
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

家賃が払えない
休業による収入減で住居を失いそう

入居者向け

住宅確保給付金

原則3か月、最長9か月
家賃相当額を支援
※パートやアルバイト、フリーランスで働く人も対象

お住いの市町村の自立相談支援機関まで
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

貸付

収入が減って生活が困窮

入居者向け

緊急小口金
総合支援資金

最大80万円 (2人以上世帯)
最大65万円 (単身世帯)

市区町村の社会福祉協議会
0120-46-1999(9:00~21:00)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html

猶予・減免

収入が減って保険料が支払えない

入居者向け

国民健康保険料等の減免

- ・国民健康保険料
- ・国民年金保険
- ・介護保険料等を減免

各市区町村の窓口
各市町村順次開始中

生活困窮で税金・公共料金が支払えない

入居者向け

税金の猶予
公共料金の支払猶予

国税、地方税、ガス、電話料金、電気、NHK受信料等の支払いを猶予

国税：
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm
財務省：
https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html
公共料金は各事業者まで問い合わせ

中小・小規模事業者の方対象

給付

売上が半分以下で家賃の支払いが苦しい

オーナー向け ※状況による

持続可給付金

中小・小規模 最大200万円
 フリーランス含む個人事業主最大100万円
 ※2019年以前から事業により事業収入を得ていること。
 ※2020年1月以降、新型コロナウイルスの影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。（例外あり）

相談ダイヤル：0120-115-570
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

助成

雇用が維持できない

雇用調整助成金

休業手当100%で雇用維持なら
 中小は都道府県の休業要請を受けた場合最大10割助成
 ※上限日額：8,330円

コールセンター：0120-60-3999
 都道府県労働局・ハローワーク
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

貸付

売上減少で家賃が支払えないなど

**実質無利子
無担保融資**

3年間無利子
 最長5年間元本据え置き
 ・日本政策金融公庫
 ・地銀・信金・信組

日本政策金融公庫：0120-154-505
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html
 商工中金：0120-542-711
<https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html>
 民間金融：0570-783-183
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20200501-2.html>

猶予・減免

売上減少で税金・社会保険料が支払えない

**国税、地方税
社会保険料の猶予**

売上が一定程度減少の場合
 1年間無担保且つ延滞税なしで猶予

国税：国税局猶予相談センター
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm
 地方税：各地方団体の窓口
 社会保険料：管轄年金事務所、各都道府県労働局
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10866.htm

売上減少で固定資産税が払えない

オーナー向け

**固定資産税
都市計画税の減免**

売上が一定程度減少の場合
 来年度は1/2又はゼロに減免

相談ダイヤル：0570-077-322
<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>